

# JASO判定会議設置規程

平成 25 年 9 月 20 日制定

## (趣 旨)

第 1 条 この判定会議設置規程（以下「規程」という。）は、特定非営利活動法人 耐震総合安全機構（以下「JASO」という。）の定款施行細則第 9 条に基づいて判定会議を設置、同施行細則第 9 条第 1 項に規定する、既存建築物に対して行われた耐震診断または耐震改修計画等の妥当性を判定する業務（以下「判定業務」という。）を実施するに当たって必要な事項を定める。

## (判定委員)

第 2 条 判定会議の判定委員（議長を含む。以下、同じ）の過半は、JASO の会員以外から選任しなければならない。また、JASO の理事及び監事が、判定会議の判定委員総数の 3 分の 1 を超えることはできない。

2. 判定会議の委員数は、議長を含め 5 名以上とする。

## (判定業務の準拠法令)

第 3 条 判定業務は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号、改正平成 25 年法律第 20 号。以下「耐震改修促進法」という。）」及び同法第 4 条第 1 項に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）」の「（別添）建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」の規定に準拠して行う。

## (判定業務の対象)

第 4 条 判定業務の対象とする建築物は、現に存在する高さ 60m 以下の建築物とする。

## (判定業務の区分)

第 5 条 判定業務の区分は、つぎのとおりとする。

- (1) 建築物の現状の耐震診断（以下「耐震診断」という。）についての判定
- (2) 建築物の補強設計による耐震改修（以下「補強設計」という。）についての判定
- (3) 建築物の耐震診断及び補強設計（以下「耐震診断・補強設計」という。）についての判定
- (4) その他、耐震化を促進する事項についての評価・判定

## (判定の申込及び提出書類)

第 6 条 判定の申込者（以下「申込者」という。）は、耐震診断等判定申込書により申込むものとする。その際、耐震診断結果の概要書または補強計画等の概要書を添付する。また、判定審査（事前審査を含む）期日までに審査に必要となる図書（以下「判定用図書」という。）を提出するものとする。

#### (判定審査)

第7条 JASOは前条に基づく判定申込を受理した場合、直ちにその案件を判定会議に諮問する。

- 2 判定会議は判定委員2名以上の判定部会を編成し、前項の案件の審査を実施させる。
- 3 判定に関し利害を有する案件（委員が自ら、若しくは委員が勤務する法人等関わった案件など）については、委員は当該案件の審査には加わらないものとする。
- 4 判定部会は、前条により提出された判定用図書及び申込者またはその代理者の説明に基づいて審査を行う。申込者またはその代理者は、審査における指摘事項等とその対応処置について、判定経過報告書に記録する。
- 5 判定部会は、前項の審査の結果を判定会議に報告する。
- 6 判定会議は、前項の報告に基づいて判定を行い、所見にまとめ、JASO 理事長に報告する。

#### (判定書の交付)

第8条 JASOは、判定会議の判定結果に従って、判定書を、前条第6項の判定会議所見とともに、申込者に交付する。

#### (秘密保持・個人情報保護義務)

第9条 JASOの役員及びその職員並びにこれらの者であった者（委嘱に基づく判定委員を含む。）は判定業務に関して知り得た判定依頼者及び判定建物に係る秘密・個人情報を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

#### (図書及び帳簿の保存)

第10条 JASOが実施した判定業務にかかる申込書、診断結果概要書、判定経過報告書、判定会議所見及び判定書（写し）は判定終了後15年間保存し、適切に管理するものとする。

- 2 JASOが実施した判定業務にかかる前項以外の関連資料及び帳簿は、判定終了後5年間保存するものとする。
- 3 前項の保存は、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクへの記録により行うことができる。

#### (実施細則)

第11条 この規程を実施するための細則を別途定める。

#### (附則)

この規程は、平成25年9月20日より施行し、JASO判定会議業務規程（平成23年8月19日制定）は廃止する。